

令和元年 5 月 31 日

事業所都合の休業に係る第 1 号事業支給費の取扱いについて

事業所都合の休業に係る第 1 号事業支給費の取扱いについては、これまでも日割り算定となる旨の回答を行ってきましたが、問合せがあることから、改めて日割り計算の取扱いについてお知らせします。

1 第 1 号事業（第 1 号通所事業及び第 1 号訪問事業）における取扱いについて

事業所が、運営規程に記載している営業日に営業を行わなかった（臨時休業した）場合は、事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取扱いとして、日割り計算を行うことになります。

日割り計算の方法は、月の総日数から、休業した期間を差し引いた日数分について請求します。

2 日割り計算の根拠

平成 21 年 6 月 8 日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型インフルエンザの発生に伴う介護予防通所介護事業所等の休業期間中の介護報酬の算定等に関する Q&A」

問 1 新型インフルエンザの発生に伴い、介護予防通所介護事業所等が休業を行った場合、月額報酬となっている介護予防通所介護費等は休業期間分を日割りするのか。

(答) 事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取扱いとして、日割り計算を行う。

3 参考

災害等において休業した場合の取扱いについては、旭川市ホームページ「介護予防・日常生活支援総合事業」に掲載している平成 30 年度北海道胆振東部地震に係る第 1 号事業支給費の取扱いについて (PDF 形式)を御覧ください。